

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○大規模小売店舗に関する変更の届出（経営支援課）	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（漁業管理課）	1

## 告 示

### 高知県告示第868号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和4年11月22日

高知県知事 濱田 省司

#### 1 届出の概要

##### (1) 届出者の名称

マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一

##### (2) 届出者の住所

広島県広島市南区段原南一丁目3番52号

##### (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ須崎店  
須崎市神田字下切2496-1ほか

##### (4) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 平尾 健一	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号

株式会社キタムラ	代表取締役 浜田 宏幸	高知市本町四丁目1番16号
株式会社つるや	代表取締役 鶴田 直丈	愛媛県松山市湊町三丁目8番地12
株式会社やました	代表取締役 山下 博巳	須崎市西崎町8-3
有限会社ハリカ須崎店	代表取締役 海地 雅弘	須崎市青木町5番11号

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 平尾 健一	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
株式会社キタムラ	代表取締役 浜田 宏幸	高知市本町四丁目1番16号
株式会社つるや	代表取締役 鶴田 直丈	愛媛県松山市湊町三丁目8番地12
株式会社やました	代表取締役 山下 博巳	須崎市西崎町8-3
有限会社ハリカ須崎店	代表取締役 海地 雅弘	須崎市青木町5番11号
浅野 時和		高岡郡中土佐町上ノ加江2461-3

(5) 変更年月日  
令和3年4月1日

(6) 変更理由  
小売業者の入退店のため

#### 2 届出年月日

令和4年10月31日

#### 3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課  
須崎市役所

#### 4 意見書に記載すべき事項

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 意見の内容

### 高知県告示第869号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年11月22日

高知県知事 濱田 省司

#### 1 届出事項

##### (1) 発起人の住所及び氏名

奈半利町 松村 祐一  
〃 入交 洋文  
〃 堀川 和則

##### (2) 加入区の名称

奈半利町加入区

##### (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

奈半利町漁業協同組合

#### 2 指定漁船調書の縦覧

##### (1) 縦覧期間

令和4年11月22日から同年12月6日まで

##### (2) 縦覧場所

奈半利町漁業協同組合